

平成 29 年度（2017 年度）

豊中市非常勤職員選考試験募集案内

平成 29 年（2017 年）11 月

豊中市

1. 募集職種	専門相談員
2. 勤務場所	環境部公園みどり推進課 花とみどりの相談所
3. 勤務内容	園芸相談・緑化指導や緑化リーダー養成講座・花とみどりの講習会の講師。また、相談所内の見本園や観葉植物等の育成管理や管理指導。
4. 勤務時間	①週 30 時間勤務（1 日 7 時間 30 分、週 4 日勤務） ②週 15 時間勤務（1 日 7 時間 30 分、週 2 日勤務）
5. 報酬	①月額 184,344 円 ②時間額 1,418 円（平成 29 年 11 月現在） ※通勤分報酬あり（上限 55,000 円） ※その他の手当（期末勤勉手当、退職手当等）は支給されません。
6. 任用期間	平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで（1 年間） ※1 年間で良好な成績で勤務した場合には、再任されることがあります。
7. 採用予定人数	① 2 人 ② 2 人
8. 受験資格	昭和 28 年（1953 年）4 月 2 日以降に生まれ、園芸・造園の資格か理科・農業の教員免許があり、実務経験が 5 年以上ある人（平成 30 年 3 月 31 日までに見込の人も含む） ○地方公務員法第 16 条（下記参照）に定める欠格条項に該当する人は受験できません。 1. 成年被後見人又は被保佐人（民法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 149 号)附則第 3 条第 3 項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者を含む。） 2. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 3. 当該地方公共団体（豊中市）において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者 4. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第 60 条から第 63 条に規定する罪を犯し刑に処せられた者 5. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
9. 試験科目	書類選考（試験申込書・作文）、個人面接 【作文課題】「豊中市の非常勤職員として採用されたら、あなたの知識、経験、能力を豊中市政にどのように活かしていきたいですか。」（800 字以内、別紙様式、本人自筆）
10. 申込方法	所定の試験申込書（写真添付、本人自筆のこと）・作文及び可否通知返信用定形封筒（23.5 cm×12 cm、450 円分の切手を貼付）を公園みどり推進課花とみどりの相談所へ提出（随時受付）。郵送の場合は、封筒の表に「申込書在中」と朱書きし、簡易書留郵便にて下記お問合せ先に送付してください。申込書受付後、個人面接試験の時間を連絡します。
11. 可否通知	本人宛文書にて可否を通知します。
12. その他	・ 申込みにより送付された情報はこの採用試験の円滑な遂行のために用い、その他の目的には一切使用しません。 ・ 採用者が決定次第、募集は終了します。
13. お問合せ先	豊中市環境部公園みどり推進課 花とみどりの相談所 ☎06-6863-8730 〒561-0804 豊中市曽根南町 1－4－1（豊島公園内）